

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所6、7号機設置変更（第3電源））【7】
2. 日 時：令和4年3月16日（水） 10時00分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎管理官補佐、岩崎安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部設備計画グループ 課長 他9名※

## 5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設置変更許可申請書のうち、発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）への適合等について、令和4年2月18日及び令和4年3月2日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

### 【経理的基礎】

- 工事に係る資金について2027年度以降の欄も記載されているが、工事計画の期間との整合を踏まえて記載を検討すること。
- 再掲となっている廃炉工事資金は、総工事資金の内数であることが分かるように記載を検討すること。
- 2021年度以降の工事資金の確保の見込みについて、説明の拡充を検討すること。

### 【核燃料物質の取得計画】

- ウラン需給バランス表、転換役務バランス表及び濃縮役務バランス表の注釈について、記載の意図を説明すること。

### 【平和利用】

- 基準への適合性に係る説明の一部（「締結確認申請書」等）について、その必要性を確認し説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし